

建設資材の分別処理の指導により、**廃棄物の再資源化を徹底**

－労働基準監督署や関係団体と連携した合同パトロールを実施－

課題

建設リサイクル法では建築物の解体工事において…

- ①発生する建設資材廃棄物の**発生量を減らす**
- ②建設系資材廃棄物を分別処理、**再資源化**する

限られた資源の有効活用が求められています！



建設資材廃棄物を
再資源化した場合

SDGsに貢献！
(持続可能型社会)

本県では産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、
建築物解体後の建設資材廃棄物の不法投棄が、
その多くを占めています。



県内の不法投棄新規発生件数に占
める建設系廃棄物割合 (2022年)

81.6%



茨城県・茨城労働基準監督署・
茨城県解体工事業協会が連携し、
解体工事現場のパトロールを実施！

廃棄物の再資源化を徹底！！

パトロールでの確認事項

1 分別解体及び再資源化



分別状況や搬出先が
適正かを確認します。

2 建設資材廃棄物の運搬



- 廃棄物の運搬を委託する際、
- ①委託先が**収集運搬許可**を受けていること
 - ②処分場まで運搬されているかを**追跡確認**すること

これらが記載された
管理票 (マニフェスト)
の作成状況を確認します。

3 石綿ばく露防止の徹底



石綿 (アスベスト) の飛散による健康被害防止のため、

- ①**石綿事前調査**の有無
- ②現場掲示による周知

これらが徹底されているかを確認しています。

4 安全管理及び解体方法の順守



- ・仮囲いの設置
- ・車両の出入り
- ・分別解体のスペースに問題がないか、
- ・手壊し作業・機械作業の**手順**が適切かなどを確認します。